

事務折衝・拡大窓口交渉報告

裁量労働制についての再提案を受ける

7月27日(月)、機構と事務折衝を行い裁量労働制に係る再提案を受けました。前号のあゆみ速報(4760)で、機構提案の裁量労働制について、『深夜勤務手当と、みなし超勤(1日につき45分)を支給すれば、1日24時間の勤務を命ずることもできる』内容であり、このままの導入には問題が多いと考えます。』との労組見解を掲載しましたが、それに対する機構の検討結果が示されました。

機構は9月1日からの運用開始を目指し、各拠点での説明会や勤務者代表による意見集約を行っておりますので、現段階で機構から再提案された内容を報告します。

【再提案の内容】

所属長は、災害その他のやむを得ない事由により、緊急に対応する必要がある場合を除き、日常的な業務遂行や時間配分の具体的指示は行わないものとする。(「今日中に」や「明日までに」のような、自己の裁量による業務遂行や時間配分に影響を及ぼす指示は行わないこととする。)

緊急時の対応：所定労働日において、災害その他やむを得ない事由により緊急に対応する必要があり、機構が裁量労働を行う者に対して、通常勤務者の所定勤務時間以外の時間帯に勤務を命じた場合については、深夜以外の時間帯についても通常勤務者と同様に取扱うものとする。(「みなし労働時間」の規定によるものとは別に、超過勤務手当を支給することとする。ただし、命ずることのできる時間は原則として、「みなし労働時間」の規定によるものと合算して、超勤協定の限度時間を超えないものとする。また、代休については、超勤協定の定めによることとするが、休日に命令した場合の半日代休の取扱いを行わない。)

兼職については、原則として通常勤務者と同様の取扱いとする。ただし、勤務時間内に兼職を行うことができるとしたものについては、当該日に所定勤務場所に出勤したと認められる場合、勤務時間外に兼職が行われたものとして取扱うものとする。

本制度への理解促進と円滑な運用開始に資するため、裁量労働制の対象となる者及びその所属長にたいしては、十分な説明会を開催する。

本年度については、試行的運用と位置付けているため、裁量労働制勤務を行う者から非適用申請書が提出された場合においては、その理由の如何にかかわらず受理するものとする。

【中執の検討結果】

組合の指摘に対して前向きといえる再提案がありました。そのことから、本提案を通達に反映させ、事前説明を十分行うことを条件として運用開始はやむを得ないと判断しました。

以前のあゆみ速報の投稿に、「...ごく一部の研究者が少し優雅な雰囲気ですら勤務できるようにするために裁量労働制を入れる必要はありません。むしろ、不払い超過勤務をさせる隠れ蓑に使われる恐れが大きいです。「本人の同意」と言っても、断りにくい雰囲気を作られればそれまで。」と寄せられました。本人の裁量を阻害するような働き方が生じないように、また、管理者が勤務時間をきちんと把握し、健康管理が行なえるよう、今後ともその運用には注意して監視しなければなりません。

機構の再提案にもありますように、本年度は試行的運用と位置付けていますので、運用に当たり問題があれば、組合に連絡をお願いします。

拡大窓口交渉報告

継続雇用嘱託職員の人事評価制度

機構は、労組の合意なしでの導入を表明

継続雇用制度は、本来は定年延長で雇用を継続すべきところの代替措置です。労組はこれまでの交渉で、「人事評価の結果により次年度の契約を更新しない」というのは、人事評価による定年前の「くびきり」であり認められないとして、繰返し撤回を求めてきました。

8月3日の拡大窓口交渉においても、「人事評価で雇用を決めるのは、やりすぎである。」「くびになるのは承服できない。」として撤回を要求しました。機構は、平行線であり組合が合意しなくても導入すると表明し、9月に人事評価方法を知らせ 10月から導入し12月一時金に反映したいとしました。

8月20日(木)

中央委員会を開催します。

日時 : 8月20日(木) 18:30~
場所 : 原科研 第1研究棟1階 第5会議室(予定)
議題 : 第97回定期大会議案書の構成の承認、
活動報告、その他

出向問題に対する京都労働局の是正指導に関し、 機構に再度申し入れ書を提出

機構の関西光科学研究所に出向職員として勤務していて“本来は派遣であるべきではないか”として組合に相談を寄せていた方について、本人が弁護士に相談し京都労働局に申告した結果、労働局が機構に対し是正指導を行ったのは、あゆみ速報 4752 (2009.5.21) でお知らせしたとおりです。

その後、本人が“機構は京都労働局の是正指導を無視した”として京都地裁に提訴したことを受けて、組合は7月17日、機構に対し再度申し入れ書を提出しました。

申し入れは最初に、「出向が違法状態であることは、京都労働局の行政指導で認定されたことであり、重く受け止める必要がある。」とし、「今回の是正指導に従い、違法状態を是正するため本人を機構が直接雇用すること。」また、「技術開発協力員という出向受入において、本件以外に違法な状態が存在する場合には、すべて是正すること。」とし、誠実に対応するよう要求しました。

8月3日の拡大窓口交渉において組合が回答を求めたところ、機構は「現在係争中であり答えられない」とのことでした。

東海地区・太田団地の廃止に関して 機構の都合による住宅転居は、 本人が納得する説明を！！

太田団地は、8棟ある建屋のうち4棟を廃止し、残る4棟をJ-PARCの立ち上げに伴って高エネルギー加速器研究機構(KEK)に貸与される予定になっています。現在入居している方々は今年度中に転居させられることとなり、転居先を検討しているところです。

そのような中、入居者である組合員から、「転居先に長堀住宅を希望したが、旧サイクル機構の住宅以外はダメといわれた。その理由もいわれず納得がいかない。」との声が寄せられました。機構は、1年半前の住宅入居の際に本人が長堀住宅を希望したところ太田団地に入居させた上、昨年10月27日には太田団地居住者あてに管理部労務課長名で、C棟をKEKに貸与する決定を知らせることとあわせて、「太田地区全体(寮及びC棟以外の7棟)は、従来どおりの管理を行ないますのでご理解とご協力を御願います。」と周知していました。

組合員の声を機構に伝えたところ、労務課から7月に居住者へ詳しい説明がなされました。その内容から本人も納得したということです。本件のように、機構の都合で住宅を転居させられるという状況を考えれば、納得できるよう十分な説明を最初から行なうべきです。

広島・長崎 原爆写真展開催中

原科研の労組食堂掲示板で原爆写真展を開催しています。

昨年につき、8月中に週代わりで掲示しておりますので、ぜひご覧下さい。